

【新】・・・新規事業

自立した豊かなシニアライフを応援！

事業名	予算額
(1) 通所型短期集中予防サービスの拡充【新】	(1) 36,511千円
(2) 食を通じた高齢者の居場所づくり	(2) 16,168千円

ここがポイント！

- (1) 通所型短期集中予防サービスの拡充
- ☛ 現行のマンツーマン型（リハビリ専門職中心）の委託要件を緩和し、新規参入の幅を広げ、区内全域への拡充を目指す
 - ☛ モデル事業として少人数型を新たに導入し、自立支援や社会参加につなげる
- (2) 食を通じた高齢者の居場所づくり
- ☛ 地域で高齢者の会食や講座、交流等の場を確保する事業を実施する団体を補助し、食を通じた高齢者の居場所づくりを支援する
 - ☛ 令和7年度は初めての通年実施（事業2年目）。食を通じた高齢者の居場所の更なる拡大を図る

事業概要

(1) 通所型短期集中予防サービスの拡充

- 目的

日常生活における自立の再獲得を目指し、早期に短期的・集中的に専門職が関わることで、自身の健康を管理する力（セルフケアマネジメント力）を高める。
- 対象

介護度が要支援1・2の方及び事業対象者（基本チェックリストで生活機能の低下がみられる方）※一部対象外の要件あり
- 内容

医療機関等において専門職による面談等を行い、利用者自身が日常生活の中で取り組めるトレーニングを提案する。

 - マンツーマン型（現行）

リハビリ専門職が中心のマンツーマン型は、送迎を委託要件としないことにより事業者の新規参入の幅を広げ、区内全域への拡充を目指す。

3—1 つながる医療・福祉No.1

- 少人数型（モデル実施）

リハビリ専門職のほか多様な主体による提供を想定する少人数型は、同じ目的を持った利用者が少人数のグループとして取り組むことで、仲間意識やモチベーションの向上を期待し、自立支援や社会参加につなげる。



(2) 食を通じた高齢者の居場所づくり

- 目的

高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進及び多世代交流の促進

- 対象

地域における高齢者の会食や講座、交流等の場を確保する事業（シニアふれあい食事会）を実施する団体

- 内容

都補助金を活用し、地域の高齢者を対象とした会食や健康増進等の講座、多世代交流の機会確保等を行う団体に対し、その経費の一部を補助することにより、食を通じた高齢者の居場所づくりを支援する。



【担当】

長寿支援課長

電話 03-3908-9017

【新】・・・新規事業

こころと体の健康づくりの推進

事業名	予算額
(1) 「(仮称) 北区健康づくり推進条例」 制定検討【新】	(1) 318千円
(2) 若年の末期がん患者支援【新】	(2) 1,087千円
(3) 肺がん検診の拡充	(3) 101,131千円
(4) いのち支えるセーフティネットの充実	(4) 3,811千円

ここがポイント！

- (1) 「(仮称) 北区健康づくり推進条例」制定検討
- ▶ 区民とともに健康施策を総合的に推進するための条例制定を検討
- (2) 若年の末期がん患者支援
- ▶ 若年の末期がん患者へ在宅介護サービス費用の助成を開始
- (3) 肺がん検診の拡充
- ▶ 肺がん検診と特定健診等の同時受診が可能となる
- (4) いのち支えるセーフティネットの充実
- ▶ ゲートキーパーの育成強化など自死予防対策の推進を図る

事業概要

(1) 「(仮称) 北区健康づくり推進条例」制定検討

- 「(仮称) 北区健康づくり推進条例」の制定を目指し、検討会を設置して条例の内容検討を開始する。

(2) 若年の末期がん患者支援

- 介護保険が適用されない40歳未満の末期がん患者に対して在宅介護サービス費用の一部を助成する。

(3) 肺がん検診の拡充

- 肺がん検診が、特定健診等と同時に、身近な医療機関で受診できるようになることで受診率の向上を図る。

(4) いのち支えるセーフティネットの充実

- 関係機関等と協議しながら、行政窓口の連携を推進するとともに、区民及び区職員向けのゲートキーパー研修を体系化して拡充を図る。

【担当】

健康政策課長

電話 03-3908-9016

【新】・・・新規事業

障害のある方やその家族への支援

事業名	予算額
(1) 身体障害者入浴介助事業の拡充	(1) 25,332千円
(2) 特別支援学校におけるレスパイトケア 【新】	(2) 1,155千円
(3) 放課後等デイサービスの充実へ	(3) 1,000千円
(4) 子どもの高次脳機能障害講演会・相談の実施 【新】	(4) 61千円

ここがポイント！

- (1) 身体障害者入浴介助事業の拡充
 - ▶ 身体障害者入浴介助事業の夏季の利用回数を増加
- (2) 特別支援学校におけるレスパイトケア
 - ▶ 在宅レスパイト・就労支援事業の派遣先に特別支援学校を追加
- (3) 放課後等デイサービスの充実へ
 - ▶ 障害児の区内通所施設の充実のための調査・研究を推進
- (4) 子どもの高次脳機能障害講演会・相談の実施
 - ▶ 子どもの高次脳機能障害相談事業を開始（23区では2区目）

事業概要

(1) 身体障害者入浴介助事業の拡充

- 入浴が困難な重度身体障害者の健康の増進のため、週1回の利用が原則。
- 夏季における厳しい暑さが続いていることから、一定期間（7月～9月）については、6回分を追加で利用可能とする。

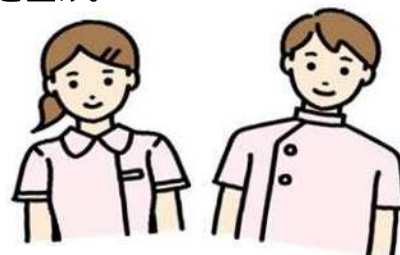


(2) 特別支援学校におけるレスパイトケア

- 在宅生活を送られている医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）の方々を介護されているご家族などの一時休息やリフレッシュを図ることを目的に、訪問看護師が居宅に訪問し、一定時間、家族の代わりに見守りを行う。

3—3 つながる医療・福祉No.1

- 令和7年度は、派遣先に特別支援学校を追加する。
 - 令和5年度には就労や求職活動時にも利用できるように利用要件を拡大。
令和6年度には利用上限時間を144時間に引き上げ。



(3) 放課後等デイサービスの充実へ

- 障害福祉サービスにおける各種課題について、事業実施のあり方やニーズの把握等の効果的な区政運営について研究を進める。
- まずは放課後等デイサービスを含む障害児の区内通所施設のより一層の充実のため、専門家等の知見を活用する。



(4) 子どもの高次脳機能障害講演会・相談の実施

- 高次脳機能障害の子どもやその家族が情報提供や適切な支援を受けるため、令和7年度は、講演会や相談会を実施する。
 - 講演会と公認心理師等による個別相談会を同時に1回実施予定。
 - 公認心理師等による個別相談会を2回実施予定。

【(1)～(3)の担当】

障害福祉課長

電話 03-3908-9085

【(4)の担当】

障害者福祉センター所長

電話 03-3905-7111